

令和3年4月28日

関係団体の長 殿

農林水産省食料産業局食品製造課

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づく業種別ガイド  
ライン実践の再周知及び見直しについて

平素より、農林水産行政に対し、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づき、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が発令されました。これに伴い変更された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下、「基本的対処方針」という。）の二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針⑤において、「事業者及び関係団体に対して、業種別ガイドライン等の実践と科学的知見等に基づく進化を促していく。」とされているところです。

従前より、貴団体におかれましては、業種別ガイドラインに基づく感染拡大の予防と業務継続に取り組んでいただいているところですが、業種別ガイドラインの実践を改めて周知していただくとともに、団体でガイドラインを策定されている場合は最新の知見が反映されるよう必要な見直しを随時ご検討いただきますようお願い致します。

なお、業種別ガイドラインの見直しにあたっては、別添1「ガイドライン確認の際のチェックリスト（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室作成）」及び別添2「除菌・消毒方法の最新の知見（厚生労働省HP）」も参考にさせていただきますようお願い致します。また、基本的対処方針の三（3）3）③において「政府は、専門家の知見を踏まえ、関係団体等に必要な情報提供や助言等を行う。」とされています。

## 別添1：ガイドライン確認の際のチェックリスト（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室作成）

### ○チェックリストの主な変更点

- 1 店舗やイベント会場におけるBGMの音量調整
- 2 換気回数等換気方法の詳細化
- 3 COCOA使用の際に携帯電話の電源やBluetoothをonにすること
- 4 感染リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」を活用した従業員の行動管理
- 5 共用部のトイレにおける手洗の徹底やタオルの共用禁止

## 別添2：除菌・消毒方法の最新の知見（厚生労働省HP）

### ○新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について

- 3 . モノに付着したウイルス対策
  1. 熱水
  2. 塩素系漂白剤（次亜塩素酸ナトリウム）
  3. 洗剤（界面活性剤）
  4. 次亜塩素酸水（※令和2年7月に追加）
  5. アルコール（濃度70%以上95%以下のエタノール）
  6. 亜塩素酸水（※令和3年3月に追加）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html)

### ○新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）

#### 4. マスク・消毒液に関するもの

「問3 新型コロナウイルス感染予防のための手洗いや身の回りのものの消毒・除菌はどのようにしたらよいですか。」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_0001.html#Q4-2](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_0001.html#Q4-2)